

土木請負工事

設計変更ガイドライン

(抜 粋)

(平成 26 年8月 第1回改訂)

(平成 28 年4月 第2回改訂)

(平成 30 年4月 第3回改訂)

平成 22 年2月

明 石 市

目 次

1	設計変更ガイドラインの目的	P1
2	設計変更における留意事項	P1
3	設計変更ができないケース	P2
4	設計変更が可能なケース	P2
4-1	設計図書間で一致しない場合	P2
4-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合	P3
4-3	設計図書の表示が明確でない場合	P3
4-4	設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が 一致しない場合	P4
4-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合	P4
4-6	発注者が必要と認め変更する場合	P4
4-7	工事を一時中止する必要がある場合	P5
4-8	「設計図書の照査」の範囲をこえる場合	P6
5	関連事項	
5-1	指定・任意の正しい運用	P8
5-2	入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	P9
6	施行期日	P9

1 設計変更ガイドラインの目的

土木工事では、道路・河川・上下水道・港湾等多岐にわたる社会資本を、様々な現地の自然条件や環境条件のもとで建設されるという特殊性を持っている。

発注にあたっては、十分な事前調査や地元調整等を行い、適切に設計を実施するべきであるが、それでも、地盤条件、湧水の発生等、当初に予見できない事態が発生し、設計変更をせざるを得ないケースが多くある。

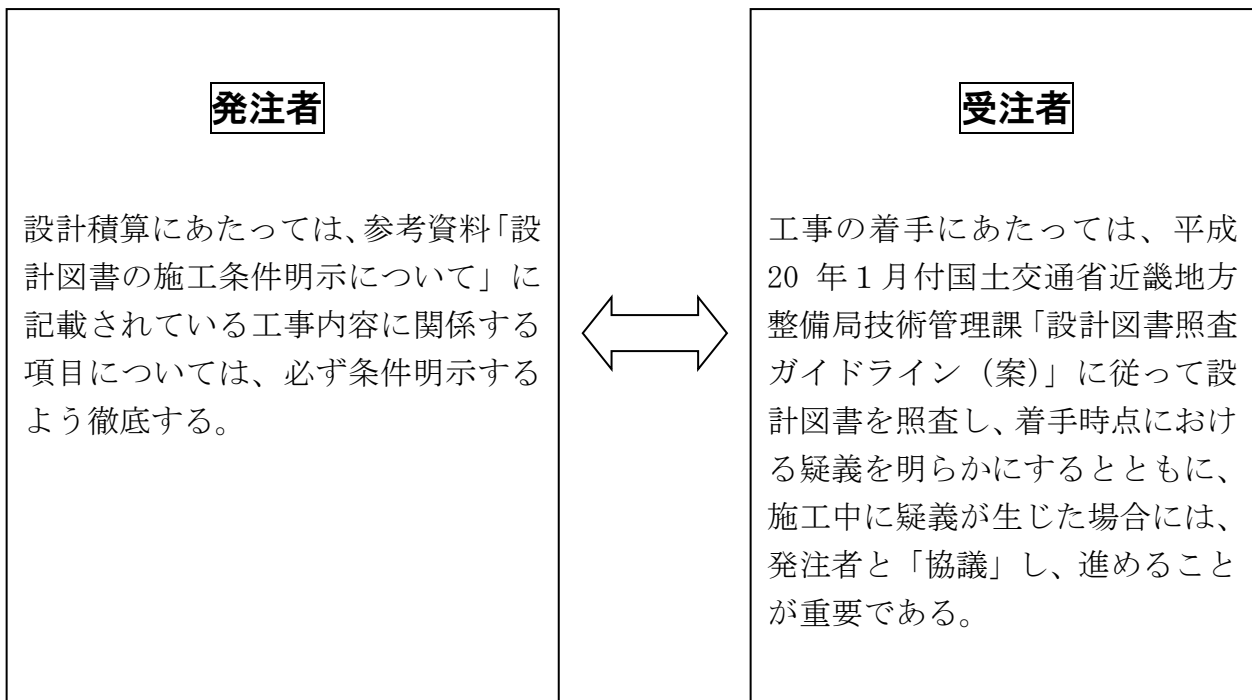
本ガイドラインは、工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更にあたっての留意事項や過去の設計変更の事例より設計変更が可能であると思われる具体例を示すことで、公共契約における公正性、透明性の向上を図り、設計変更の手続きの円滑化を目的とするものである。

なお、「設計変更ガイドライン」については今後においても、関係者と協議し、必要事項については訂正・追加していくものである。

2 設計変更における留意事項

設計内容は、入札条件の前提となるものであり、これを契約後に安易に変更することは、契約内容の同一性を失わせ、入札の公正性を損なうとともに、受注者の本市に対する信頼を失うことになる。

このため、設計段階において、十分な事前調査や地元調整等を行い、安易に設計変更を行うことのないよう努める必要がある。



3 設計変更ができないケース

下記のような場合においては、原則として設計変更はできない。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約約款(以下、「約款」という。)に定められている所定の手続きを経していない場合(約款第 18 条から 24 条)
- 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

4 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては設計変更が可能である。

- 仮設において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合(ただし、所定の手続きが必要)
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手できない場合
- 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該工事での変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく適切に行うものとする。

4-1 設計図書間で一致しない場合(約款第 18 条第 1 項第 1 号)

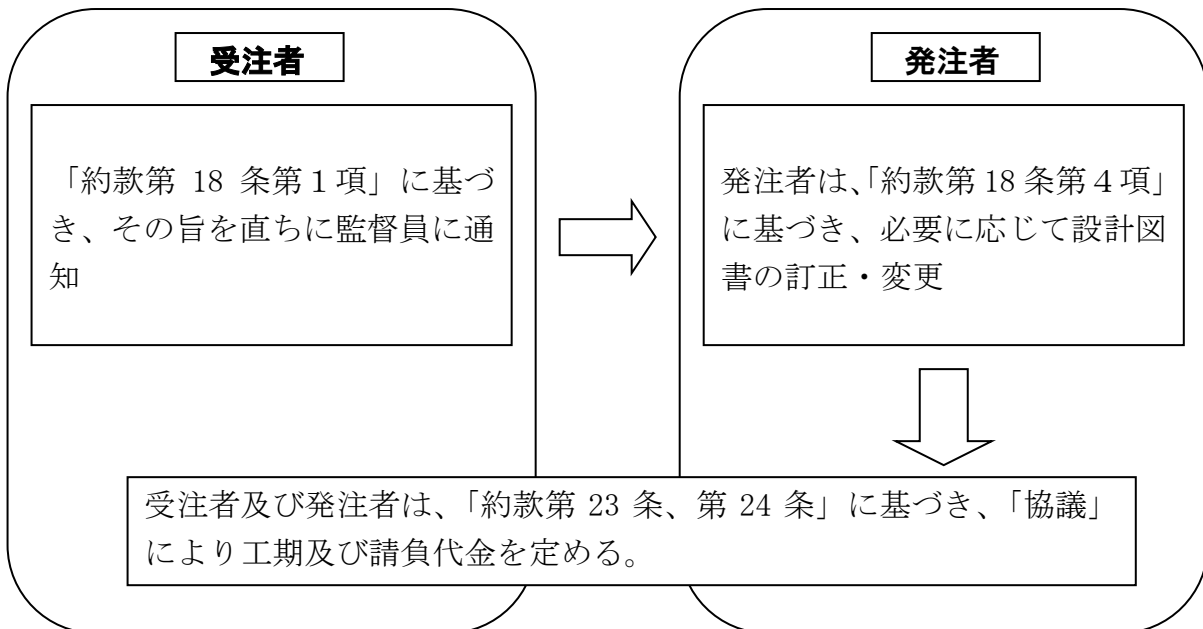
設計書、図面、仕様書、共通仕様書及び質疑回答書において、一致しない場合ただし、これらの優先順位が定められている場合は除く。

(1) 具体的な事例

- 図面と設計書で、材料の規格が一致しない場合

- 図面と設計書で構造寸法が一致しない場合
 - 図面と設計書で数量が一致しない場合
- (2)設計変更を行うまでの手続き

図-1 設計変更を行うまでの手続き



4-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合(約款第 18 条第 1 項第 2 号)

- (1) 具体的な事例
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
 - 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
 - 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない場合

- (2)設計変更を行うまでの手続き
図-1 と同様

4-3 設計図書の表示が明確でない場合(約款第 18 条第 1 項第 3 号)

- (1) 具体的な事例
- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

- 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
 - 使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない場合
- (2)設計変更を行うまでの手続き
図-1 と同様

4-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 (約款第 18 条第 1 項第 4 号)

- (1)具体的な事例
- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
 - 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
 - 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
 - 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない場合
 - 前述の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない場合
- (2)設計変更を行うまでの手続き
図-1 と同様

4-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合(約款第 18 条第 1 項第 5 号)

- (1)具体的な事例
- 工事現場において一部に軟弱な地盤があり、地盤改良の必要が生じた場合
 - 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合
- (2)設計変更を行うまでの手続き
図-1 と同様

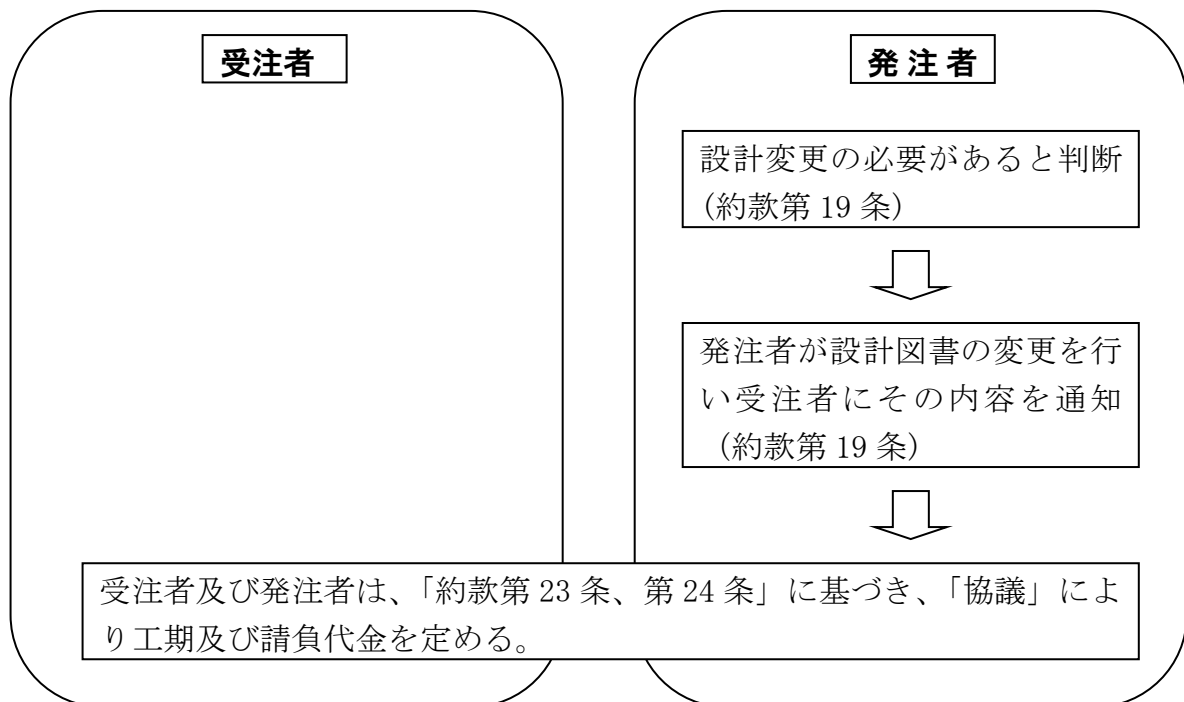
4-6 発注者が必要と認め変更する場合(約款第 19 条)

- (1)具体的な事例
- 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工日を変更する場合
 - 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
 - 河川、警察等の管理者、電気・水道・ガス等の企業者との協議により、施工内容の変更、工種の追加を行う場合

- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
- 使用材料を変更する場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図一2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き



4-7 工事を一時中止する必要がある場合(約款第 20 条)

受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合をいう。

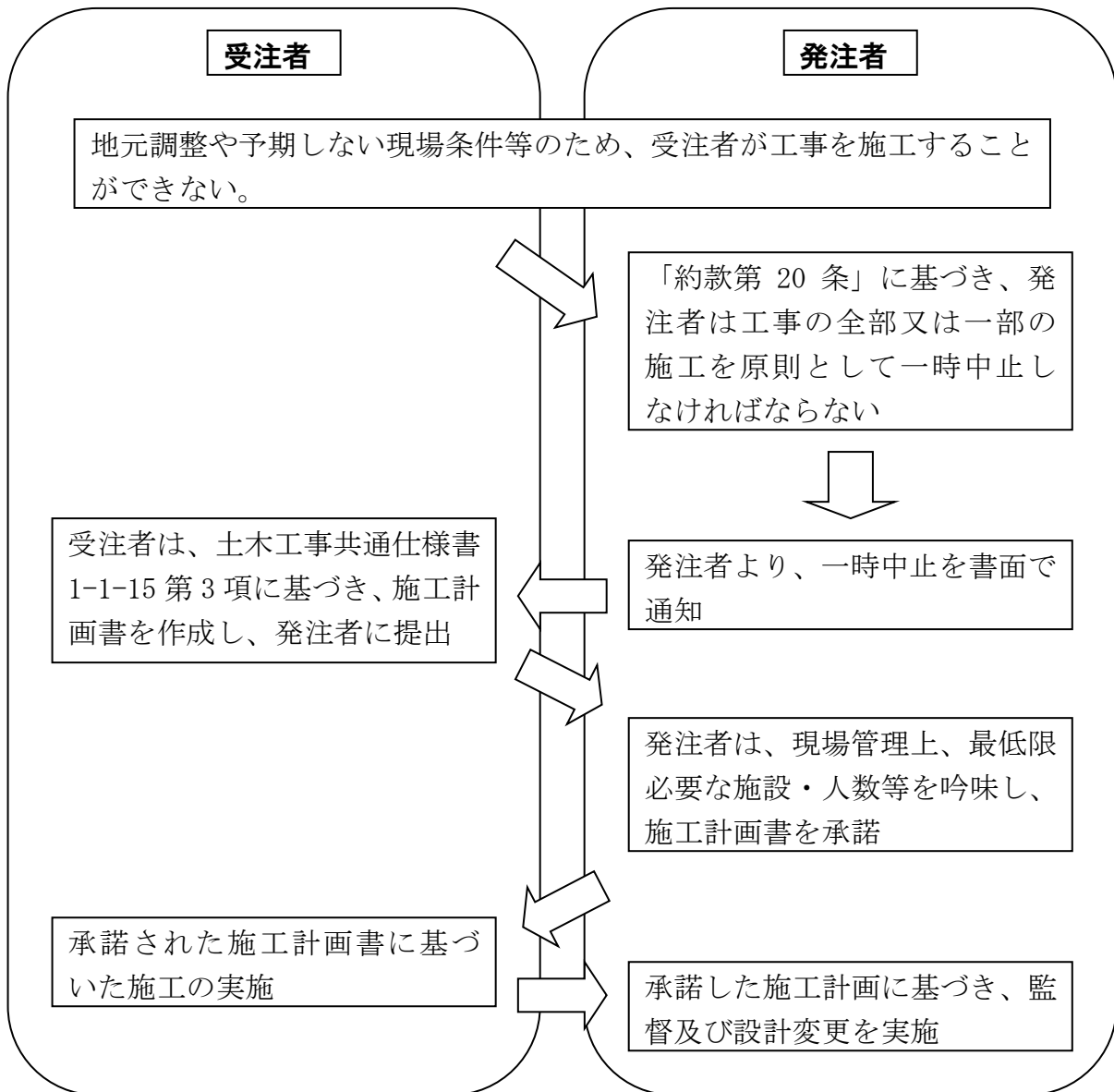
(1) 具体的な事例

- 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- 警察、河川・鉄道管理者等管理者間協議が未了の場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合

- 地元調整等、受注者の責によらない何らかのトラブルが生じた場合
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- 地中障害物等予見できない事態が発生した場合

(2) 工事を一時中断する場合の手続き

図-3 工事を一時中断する場合の手続き



4-8 「設計図書の照査」の範囲をこえる場合

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲をこえる設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金を変更しなければならない。

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

- 現地測量の結果、設計の見直しを伴う横断図を新たに作成する必要があるものや縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。(約款 18-1-4)
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更による設計の見直しを伴う横断図の作成が必要となるもの。但し、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。(約款 18-1-5)
- 現地測量の結果、設計の見直しを伴う排水路計画を新たに作成する必要があるものや土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。(約款 18-1-4)
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算書の再計算が必要となるもの。(約款 19)
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。(約款 19)
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。(約款 18-1-5)
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。(約款 18-1-4)
- 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。(約款 19)
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。(約款 19)
- 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。(約款 19)
- 舗装修繕工事の縦横断設計。(約款 18-1-4) (当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書「15-4-3 路面切削工」「15-4-5 切削オーバーレイ工」「15-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

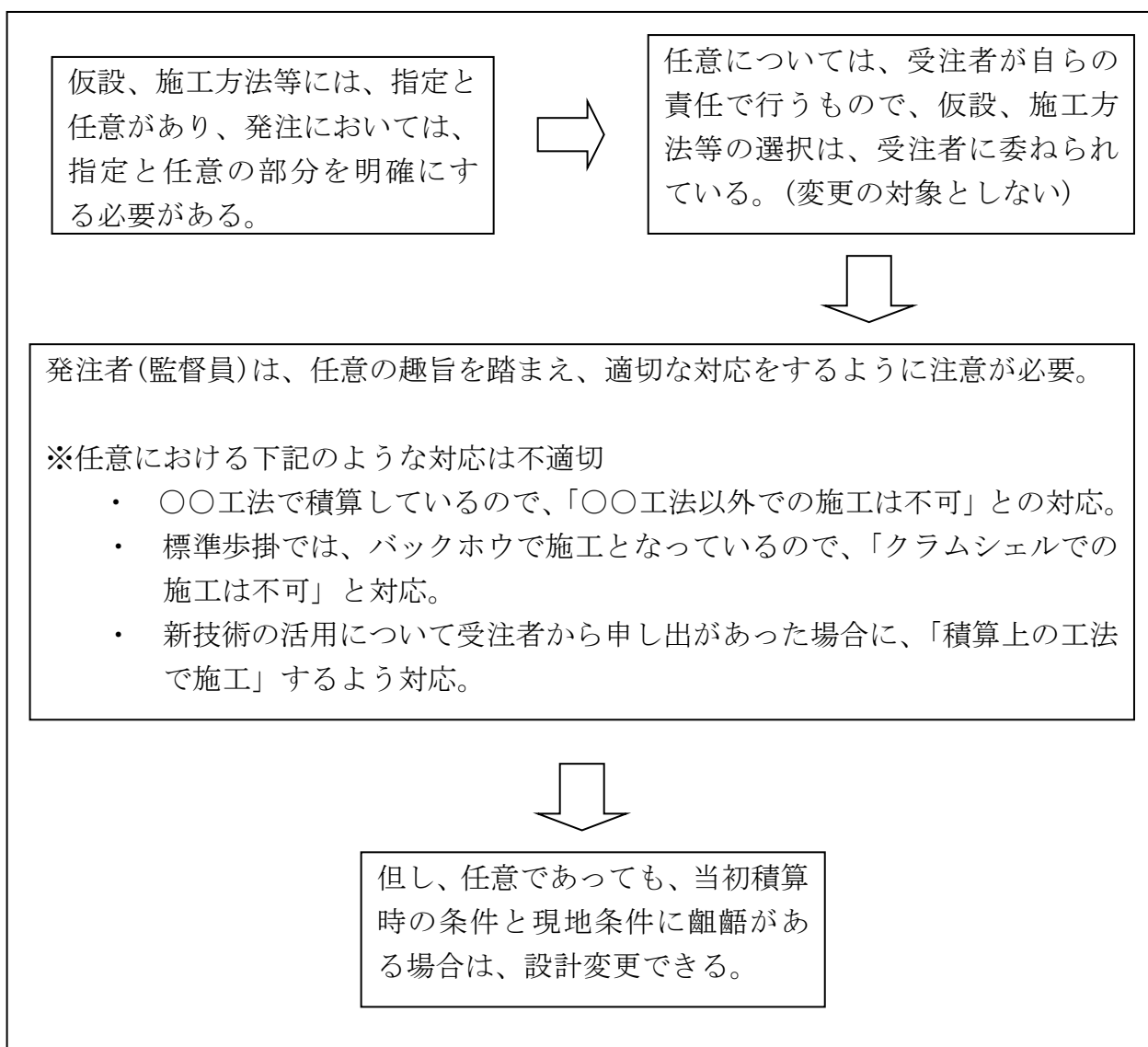
5 関連事項

5-1 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ 但し、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

図一4 指定・任意の運用フロー



5-2 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながることになる。(受注者等への指導)

[入札前]

入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義がある場合は、質疑することができる。

[契約後]

受注者は、施工前及び施工途中において、約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

又、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。(共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等)

6 施行期日

- (1) このガイドラインは、平成 22 年 2 月 12 日から施行する。
- (2) このガイドラインは、平成 26 年 8 月 19 日から施行する。
- (3) このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (4) このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。